

知識を身に付けてもらうための啓発を行っています。

市民一人ひとりが人権についての正しい知識を学び、人権問題を自分自身の課題として受け止め、人権尊重の精神が生活の中で生かされるような啓発活動を、市民の理解と参画を得ながら取り組んでいきます。

## ① 啓発活動の充実・推進

市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていくためには、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供等ではなく、市民の理解と共感を得るとともに、人権を身近に考えることができる人権啓発を推進することが必要です。

また、「人権文化のまちづくり」を進めるために、市民が主体的に人権を尊重する気運を醸成するような啓発活動を進めることも重要です。

このため、市民の多様な興味や関心に応じた手法の検討など創意工夫しながら、人権啓発を積極的、効果的に推進するとともに、市民の主体的な人権尊重の実践活動につながるようなきめ細かな啓発活動に努めます。

### ◆施策の方向性

- ・参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進
- ・市民ニーズの多様化に対応できる人権に関するライブラリー（書籍、ビデオ等）の整備
- ・市民ニーズや事業効果を把握する「モニター制度」等の導入
- ・インターネット、テレビ、ラジオなどを活用した人権情報の効果的な提供
- ・市民が積極的に人権啓発活動に取り組むための支援策の検討
- ・「人権の約束事運動」の推進

## ② 人材育成の充実

市民が人権学習や様々な人権啓発活動に自主的、主体的に取り組むためには、体系的な学習や経験を積んだ人権啓発推進者の協力や支援が必要です。

北九州市は、企業をはじめ自治会や行政機関等で組織された「北九州市人権問題啓発推進協議会」と共催で、人権啓発推進者の養成講座を実施していますが、今後は、人権啓発推進者が地域や職域等でより積極的に活動できるよう養成講座の充実や活動の場づくりを進めます。

地域における人権学習や人権啓発活動を推進するためには、地域住民の中から人権啓発を推進する人材が輩出されることが望めます。このため広範な市民が人権啓発推進者となることができるような環境づくりを行います。また、地域のまちづくりの拠点である地域交流センター等の職員が人権啓発に関してリーダーシップを発揮できるような人材養成に努めます。

さらに、人権啓発推進者と連携、協力して「人権文化のまちづくり」を進めるための活動を企画するなど、地域での人権啓発活動をけん引し、まちづくりを人権の視点でコーディネートする人材を育成します。

#### ◆施策の方向性

- ・人権啓発推進者の組織化（ネットワーク化）等による人権啓発活動の充実
- ・広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大
- ・地域交流センター等職員の人権啓発推進者としての研修の充実
- ・地域の人権啓発の核となる「人権啓発コーディネーター」の育成

### ③ 地域における啓発活動の推進

「人権文化のまちづくり」を進めるためには地域のコミュニティ活動においても、市民一人ひとりが人権を尊重することの大切さを実感でき、相互理解が深まるような啓発活動や交流事業が継続的に行われることが必要です。

このため地域のあらゆる機会や場を通じて人権について「学ぶ機会」の普及に努めます。また、市民が自主的に「学ぶ機会」を企画するなど人権啓発活動や交流活動に気軽に取り組めるような環境づくりに努め、地域住民の自主的、主体的な活動を支援します。

#### ◆施策の方向性

- ・地域交流センターや市民センターにおける「学ぶ機会」の充実
- ・人権啓発推進者や「人権啓発コーディネーター」による家庭、学校、地域、職域等での「学ぶ機会」の普及・充実
- ・市民ニーズや地域の実情に応じた学習プログラムの開発
- ・講師派遣や啓発資料・教材等の提供など地域での人権学習への支援
- ・「人権啓発コーディネーター」を中心とした人権啓発推進者のネットワークの構築
- ・「人権の約束事運動」の推進（再掲）

### ④ 企業の啓発活動への支援

企業にとっては、誰もが働きやすい職場環境の整備はもとより、従業員の人権意識の高揚を図ることが重要であり、企業内において計画的、継続的に研修を行っていく体制が望まれます。

このため、企業の効果的な人権研修や人権に配慮した企業活動を推進するための支援を積極的に行います。

#### ◆施策の方向性

- ・企業研修を充実させるための人権啓発推進者の養成支援
- ・講師情報や啓発資料・教材等の提供など人権研修への支援
- ・「人権の約束事運動」、「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」への積極的な参画支援（再掲）
- ・企業が積極的に人権啓発活動に取り組むための支援策の検討（再掲）

### ⑤ 人権啓発ネットワークの充実

人権問題が複雑化・多様化している現在、より効果的な人権啓発を行うためには、行政等の公的機関だけでなく市民活動団体をはじめ社会全体でネットワークを構築し啓発活動を行うことが必要です。

このため、人権問題の当事者団体をはじめとした市民活動団体等と人権啓発に関する情報交換や協働事業を行うなど人権啓発のネットワークを充実します。

また、市民の自主的な人権啓発活動を促進するために、人権に関心の高い市民が気軽に交流できる機会と場の提供に努めます。

#### ◆施策の方向性

- ・市民活動団体等との連携による人権啓発活動の充実
- ・人権情報の交換や交流等を行う「(仮称)人権交流サロン」の設置の検討

### ⑥ 調査・研究機能の充実

人権を身近に感じることができる効果的な人権啓発を行うため、啓発活動のあり方、手法等に対する市民のニーズや先進的な啓発手法についての積極的な情報収集や調査・研究を行うことが重要です。

このため、人権に関する情報の収集や人権啓発に関する調査研究に努めるとともに、市民のニーズや事業効果を把握し、効果的な啓発活動に努めます。

#### ◆施策の方向性

- ・大学・研究機関等との連携による人権情報の収集や啓発手法等の調査・研究
- ・市民ニーズや事業効果を把握する「モニター」制度等の導入（再掲）

## ⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の機能・役割の充実

「北九州市人権問題啓発推進協議会」は、本市と共催で人権啓発推進者養成講座や講演会の開催、独自の啓発資料等の作成など幅広い視点から人権啓発活動を行っており、今後とも活動の充実が望まれます。

市民の中に人権を尊重する気運を醸成するために、同協議会の市民横断的組織を活用して「人権の約束事運動」を進めます。また、同協議会が市民啓発を推進する母体的役割を果たすための支援や連携を強化します。

### ◆施策の方向性

- ・市民啓発推進の母体的役割を果たすための同協議会の組織や活動の活性化に対する支援、協力

## ⑧ 人権啓発推進機能の充実

本市は「人権文化のまちづくり」を進めるため、市民一人ひとりが人権尊重の精神を身に付けるよう、今後とも効果的かつ継続的に人権啓発に取り組んでいく必要があります。

人権啓発の取組を効果的かつ着実に推進するため、人権啓発推進組織のあり方について総合的な見地から見直しを行います。

### ◆施策の方向性

- ・効果的な人権啓発推進のため、人権関連組織の見直しを検討
- ・人権推進センターの機能の充実

# 人権文化のまちづくりの推進体系

